精神的・経済的なDVの被害を受けている女性の相談・支援

■人権キーワード

* 女性（DV）、子ども、障がい者

■相談者

* 30歳代、女性。専業主婦。10年前に夫と結婚した。

■家族状況

* 夫：30歳代、男性。定職に就いており、経済的には安定している。
* 長男：8歳。発達障がいの診断があり、療育手帳を取得している。適切な支援があれば日常生活に大きな支障は無い状態。
* 長女：4歳。幼稚園に通っている。

ジェノグラム

4

8

■相談の主訴

* 子どもの発達に悩みを持っているが、夫の理解やサポートが得られない。夫からは精神的・経済的なDVを受けており、離婚したいと考えている。

■相談に至った経緯

* 自治体が主催する子育て講座において、子どもの発達の悩みを相談するなかで夫からのDVを認識するようになり、相談窓口につながった。

■相談内容・相談者の状況等

* 相談者は8歳の長男の発達に不安を感じていたが、夫のサポートなどは無く、「自分の育て方のせい」だと考えていた。
* 相談を通じて発達障がいの可能性に気づき、診断を受けて適切な支援につなげたいと考えるようになったが、夫は支援＝甘やかすことだといって全く理解してくれない。
* 夫は家庭内で支配的に振る舞っており、相談者をコントロールしようとしたり、相談者に現金をもたせずクレジットカードを渡して支出をチェックしたりするなど、精神的・経済的なDVやモラルハラスメントがある。そのため、相談者は夫に対しどのように接したらいいか悩んでいた。
* 相談を続けるなかで、夫のDVやモラルハラスメントに気づいたことで、離婚に向けて踏み出す決意を固めた。

■対応

* 行政の子育て支援担当部署と連携し、長男の発達検査から療育手帳取得までを支援。
* 相談を通じて、身体的なDVを伴わない精神的・経済的なDVやモラルハラスメントについての視点を提供し、相談者が離婚への意思を行動に移せるよう助言を続けた。
* 別居・離婚に向けた実務や手順等の整理や確認。
* 小学校のスクールソーシャルワーカーと連携し、離婚に向けた別居と、それにともなう転園・転校の手続きを支援。

■評価および今後の課題

* 相談者に対し、異なる視点を提示して客観視を促す、声掛けによって気づきを得られるようにするといった関わり方を通じて、行動力や物事・状況を客観的に捉える力を伸ばし、相談者をエンパワメントすることができた。
* 長男の発達について、発達障がいの可能性を提示し、必要な検査を受けたことで、相談者が「自分の育て方のせい」という理解を離れ、適切な支援につながった。
* 相談を通じて、相談者が夫との接し方で自分自身を責めるのではなく、夫からの精神的・経済的なDVの被害を自覚するようになったことで、相談者が自身で別居・離婚を決意し、行動に移すことができた。
* 今後も、別居後の就労や、ひとり親家庭への支援、障がい児への支援などの課題があるが、相談者が自分自身の生活や環境をコントロールする力を伸ばしたことで、相談員に依存せず、自身の力で解決していくことが期待される。

■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス

* 市町村の子育て支援担当課
* 市町村の児童相談担当課
* 市町村の障がい福祉担当課
* 市町村の福祉事務所（母子・父子自立支援員）
* 府母子・父子福祉センター
* 府女性相談センター
* 府内子ども家庭センター、配偶者暴力相談支援センター
* 民生委員・児童委員
* 母子家庭等就業・自立支援センター
* スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）
* コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）
* 府発達障がい者支援センター
* 地域就労支援センター
* 公共職業安定所（ハローワーク）
* 隣保館、人権文化センター